



大阪ホーチミン社労士事務所本店の翻訳サービス

労働法の専門家が翻訳する!

# 大阪ホーチミン社労士事務所本店の 翻訳サポート

ベトナム語

ビルマ語

実習生や特定技能労働者を雇用する企業様を中心に多くのご依頼をいただいております。

当社の翻訳は、特定社会保険労務士と日本在住のN1資格保持正社員の日本在住のネイティブが、言語のニュアンスなどの細部に配慮しながら翻訳します。

原文に忠実でありながら、外国人の方に違和感なく、母国の労働法との違いが伝わる翻訳をいたします。



労働契約書



就業規則



貸金規程



退職金規程



出張旅費規程



個人情報取扱規程

その他テレワーク規程やホームページなどの翻訳も承っております。

年末調整に必要な戸籍謄本などの翻訳も承っております。上記以外の翻訳もお気軽にご相談ください。

尚、通常翻訳に編集を加え、原文を忠実に訳すだけでなく、母国の労働法との違いを、特定社会保険労務士と正社員のネイティブの外国人がわかりやすく説明する、当社独自の「説明通訳サービス」もご利用ください。

## こんな企業・団体にオススメ!

製造業様、IT企業様、など様々な業種より翻訳のご依頼・お問い合わせをいただいています。



重要書類なので、書面は労働者の母国語も残したい。



お金に関する事なので、後日トラブルにならないように、労働者の母国語で説明したい。



翻訳は労働法の専門家で翻訳したのを使いたい。



もし法律的にわからないところが出てきた時も、対応できる人に翻訳してほしい。

翻訳対応言語

ベトナム語

ビルマ語

## 費用のめやす

■ベトナム語・ビルマ語の場合 **17円**~(日本語1文字につき)  
(内容の説明サービスは別途相談)

## 納期のめやす

一般的な翻訳納期のめやすです。言語や案件の内容によって変動する場合があります。

日本語原文	~500字	~1,500字	~2,000字	~5,000字	~9,000字
納期(営業日換算)	2~3日	5日	7日	10日	14日

## 翻訳の流れ



翻訳に関するご相談・お問い合わせはこちら



大阪ホーチミン社労士事務所

大阪府社会保険労務士会登録番号27070139号

大阪府大阪市北区豊崎3-20-9-705C 三栄ビル

TEL.090-6419-4864 メールアドレス info@ocsr.jp

大阪ホーチミン社労士

検索

<https://ocsr.jp/>

